

# KNC NETWORK NEWS

2018年1月20日 発行

**経営一言:** 一回でも実践してみる。頭の中だけで考えていたことの何倍もの学びがある。  
(羽生 義治 永世七冠)

—所長コメント: 本当に知ることは体験すること。水泳も水に入らなければ分からない。我が身をつねって人の痛さを知れ、自分も苦痛をとみにして、はじめて他人の苦痛を思いやる事が出来る。—



(有)北野財經システム  
税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島 7-1-26  
オリエンタル新大阪ビル 707号  
TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851  
http://kncc.co.jp

## 気になる記事: 年金受給開始70歳超も。政府検討

政府は公的年金の受け取りを始める年齢について、受給者の選択で70歳超に先送りできる制度の検討に入った。年金の支給開始年齢を遅らせた人は毎月の受給額が増える制度を拡充し、70歳超を選んだ場合はさらに積み増す。2020年中にも関連法改正案の国会提出を目指す。現行制度では、受給開始を65歳より後にすると、1カ月遅らせるごとに0.7%ずつ毎月の受給額が増える。受給開始年齢の上限は、いまの70歳から75~80歳程度に引き上げることが想定している。

## 給与収入とは別に20万円の副収入、確定申告は必要か 《税務》

会社勤めの方は会社が年末調整をするので、通常個人で確定申告する必要はありませんが、他社から受取る給与や、給与以外の収入があれば、その総額で所得税を計算する必要があるため、確定申告をしなければなりません。ただし、副収入が20万円以下なら確定申告不要です。

副収入が20万円以下の人は確定申告する必要はありませんが、もし、医療費控除の適用を受けるために還付申告をするなど、申告をするのであれば、副収入も含めて申告しなければなりません。20万円以下の収入であれば所得税が非課税になるというわけではないので注意が必要です。

## 社員の海外勤務、所得税の納め先は 《税務》

海外に1年以上の予定で勤務する人は所得税法上の「非居住者」に該当し、たとえ日本の本社から給与が支払われていても、原則として日本の所得税は課税されません。勤務地の国税当局に申告・納税をすることになります。

ただし、日本の法人で役員を務めている人は取り扱いが異なり、会社が給与を支払う際に20.42%(所得税20%、復興特別所得税0.42%)の税率で日本の所得税を源泉徴収します。

なお、転勤先の国と日本との租税条約の内容によっては、役員の給与の税務上の扱いが異なることがあります。

## 公正証書遺言 《相続》

全文を自分で書く「自筆証書遺言書」は、思いついたタイミングで費用を掛けずに残せるという手軽さがありますが、自分で保管するので紛失リスクがあり、また書き方を少しでも間違えればその全部が無効になるおそれがあります。そのため、確実に遺言を残す方法としては、公正証書で公証人に作成してもらった「公正証書遺言書」に軍配があがります。

役場が原本を保管しますので紛失リスクはほとんどなく、法律のプロが作成しますので遺言が無効になることはありません。手数料はかかりますが、財産を思い通りに渡すための支出と考えれば仕方ないでしょう。なお、手数料は渡す財産の価格が100万円までは5千円、100万超200万円以下は7千円と、財産の価格によって変わります。

公正証書遺言を残す際に面倒なのが、証人が2人いなければならないという点です。所有財産を含めた遺言の内容を知られてしまうので、いかに仲が良くても近所の友だちに任せるとはばかられます。だったら最も信頼できる妻と子どもに任せようか、となるところですが、それは認められません。法律上、①未成年者、②推定相続人や財産を受け取る人、その配偶者および直系血族、③公証人の配偶者、四親等以内の親族、書記、使用人は公正証書遺言の証人になれないと決められているためです。相続の際に利害関係が生じる人は同席できないことになっています。もし知り合いに頼める人がいなければ、弁護士などの専門家に頼むという手もあります。

## 成果をあげる社内会議 《経営》

会議を進めるにあたって一番重要なことは、会社全体または自己の部署の中長期的展望が明確になっていることです。会議の大抵の目的は、確実に短期的な成果を生み出すことだからです。

たとえば、新規顧客開拓の営業会議を開いたとします。開拓商圏の地域・客層・目標売上高・目標粗利益率等の展望が予め設定されていれば、個々の会議はその枠の中で成果が最大になるように決めればよいことになります。毎回会議が長引く原因の一つは、経営者または管理者が明確な判断基準を示していないことによります。さらに、意見が一つにまとまらない会議が成果を上げず、時間のムダ等と批判されるのは、社員間の派閥争いや自我主張の場になったりするためかもしれません。

一般に、会議を順調に進めて、短時間で短期的な成果を生み出すためには、次のような心掛けや仕組みが必要です。(1)発言者はお互いに共感する態度を持つ(2)反対の意見を述べるとき、人格攻撃は絶対にしない(3)知識が無くてわからない話は、教えるを乞う姿勢を示す(4)もし意見が衝突した場合は、必ず事実関係を明らかにする(5)出来ない理由ではなく、出来る可能性や方法を議論する(6)結論は多数決だけが絶対ではなく、総責任者が意見を参考にして決定する可能性を残す。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または kaikai@kncc.co.jp

までお寄せください。